

## 【表紙】

|                     |   |
|---------------------|---|
| 【提出書類】              | 有価証券届出書   |
| 【提出先】               | 東海財務局長  |
| 【提出日】               | 2021年7月21日  |
| 【会社名】               | 徳倉建設株式会社  |
| 【英訳名】               | TOKURA CORPORATION  |
| 【代表者の役職氏名】          | 代表取締役社長 徳倉 正晴   |
| 【本店の所在の場所】          | 名古屋市中区錦三丁目13番5号   |
| 【電話番号】              | 052-961-3271  |
| 【事務連絡者氏名】           | 取締役経営管理本部長 立花 眞昭  |
| 【最寄りの連絡場所】          | 名古屋市中区錦三丁目13番5号   |
| 【電話番号】              | 052-961-3271  |
| 【事務連絡者氏名】           | 取締役経営管理本部長 立花 眞昭  |
| 【届出の対象とした募集有価証券の種類】 | 株式  |
| 【届出の対象とした募集金額】      | その他の者に対する割当 114,000,000円  |
| 【安定操作に関する事項】        | 該当事項はありません。   |
| 【縦覧に供する場所】          | 徳倉建設株式会社 東京支店<br>(東京都港区高輪三丁目19番23号)<br>徳倉建設株式会社 大阪支店<br>(大阪市天王寺区国分町16番20号)<br>株式会社名古屋証券取引所<br>(名古屋市中区栄三丁目8番20号) |

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行株式】

| 種類   | 発行数     | 内容  |
|------|---------|---|
| 普通株式 | 30,000株 | 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。 |

- (注) 1 2021年7月21日開催の取締役会決議によります。
- 2 振替機関の名称及び住所は次のとおりであります。  
名称：株式会社証券保管振替機構  
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
- 3 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法（平成17年法律第86号）第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式による自己株式処分により行われるものであり（以下、「本自己株式処分」という。）、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。

#### 2【株式募集の方法及び条件】

##### (1)【募集の方法】

| 区分          | 発行数     | 発行価額の総額（円）  | 資本組入額の総額（円） |
|-------------|---------|-------------|-------------|
| 株主割当        |         |             |             |
| その他の者に対する割当 | 30,000株 | 114,000,000 |             |
| 一般募集        |         |             |             |
| 計（総発行株式）    | 30,000株 | 114,000,000 |             |

- (注) 1 第三者割当の方法によります。
- 2 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

##### (2)【募集の条件】

| 発行価格（円） | 資本組入額（円） | 申込株数単位 | 申込期間       | 申込証拠金（円） | 払込期日       |
|---------|----------|--------|------------|----------|------------|
| 3,800   |          | 100株   | 2021年8月10日 |          | 2021年8月10日 |

- (注) 1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
- 2 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
- 3 本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に割当予定先との間で当該株式の「株式総数引受契約」を締結しない場合は、当該株式に係る割当では行われなないこととなります。
- 4 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に当該株式の「株式総数引受契約」を締結し、払込期日までに後記(4)払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとしします。

##### (3)【申込取扱場所】

| 店名           | 所在地             |
|--------------|-----------------|
| 徳倉建設株式会社 総務部 | 名古屋市中区錦三丁目13番5号 |

##### (4)【払込取扱場所】

| 店名                 | 所在地               |
|--------------------|-------------------|
| 株式会社三菱UFJ銀行 名古屋営業部 | 愛知県名古屋市中区錦2-20-15 |

#### 3【株式の引受け】

該当事項はありません。

#### 4【新規発行による手取金の使途】

##### (1)【新規発行による手取金の額】

| 払込金額の総額（円）  | 発行諸費用の概算額（円） | 差引手取概算額（円）  |
|-------------|--------------|-------------|
| 114,000,000 |              | 114,000,000 |

(注) 1 発行諸費用は発生いたしません。

2 新規発行による手取金の使途とは本自己株式処分による手取金の使途であり、発行諸費用の概算額とは本自己株式処分による諸費用の概算額であります。

##### (2)【手取金の使途】

上記差引手取概算額114,000,000円につきましては、2021年8月10日以降、諸費用の支払等に充当する予定であります。なお、実際の支出までは、当社預金口座にて適切に管理を行う予定であります。

#### 第2【売出要項】

該当事項はありません。

#### 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

当社は2021年7月21日の取締役会により本自己株式処分と並行して、以下の概要にて自己株式処分を決議しております。なお、本有価証券届出書の提出と同日に、この自己株式処分についても、企業内容等の開示に関する内閣府令第2条第4項第5号に基づき有価証券届出書を提出しております。

|                              |   |
|------------------------------|---|
| (1) 処分期日                     | 2021年8月10日  |
| (2) 処分する株式の種類および数            | 当社普通株式5,780株  |
| (3) 処分価額                     | 1株につき3,800円   |
| (4) 処分総額                     | 21,964,000円   |
| (5) 募集または処分方法                | 特定譲渡制限付株式を割り当てる方法   |
| (6) 出資の履行方法                  | 金銭報酬債権または金銭債権の現物出資による                                     |
| (7) 処分先およびその人数ならびに<br>処分株式の数 | 取締役 10名 3,250株<br>監査役 4名 500株<br>取締役を兼務しない執行役員 15名 2,030株 |
| (8) その他                      | 本自己株式処分については、金融商品取引法による有価証券届出書の効力発生を条件とする。                |

上記詳細については、2021年7月21日に提出した有価証券届出書をご参照ください。

## 第3【第三者割当の場合の特記事項】

## 1【割当予定先の状況】

## a 割当予定先の概要

|               |   |
|---------------|---|
| 名称            | 三井住友信託銀行株式会社（信託口）<br>（再信託受託者：株式会社日本カस्टディ銀行（信託口））                       |
| 本店の所在地        | 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号   |
| 直近の有価証券報告書提出日 | （有価証券報告書）<br>事業年度 第9期（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）<br>2021年6月24日 関東財務局長に提出 |

## b 提出者と割当予定先との間の関係

|          |   |
|----------|---|
| 出資関係     | 割当予定先は当社の普通株式70,000株（発行済株式総数の3.17%）を保有しております。<br>当社は割当予定先の親会社である三井住友トラスト・ホールディングス株式会社の普通株式2,625株（発行済株式総数の0.0007%）を保有しております。 |
| 人事関係     | 該当事項はありません。   |
| 資金関係     | 資金借入取引があります。  |
| 技術又は取引関係 | 信託銀行取引があります。  |

（注） 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との間の関係の欄は、2021年3月31日現在のものです。なお、出資関係につきましては、2021年3月31日現在の株主名簿を基準として記載しております。

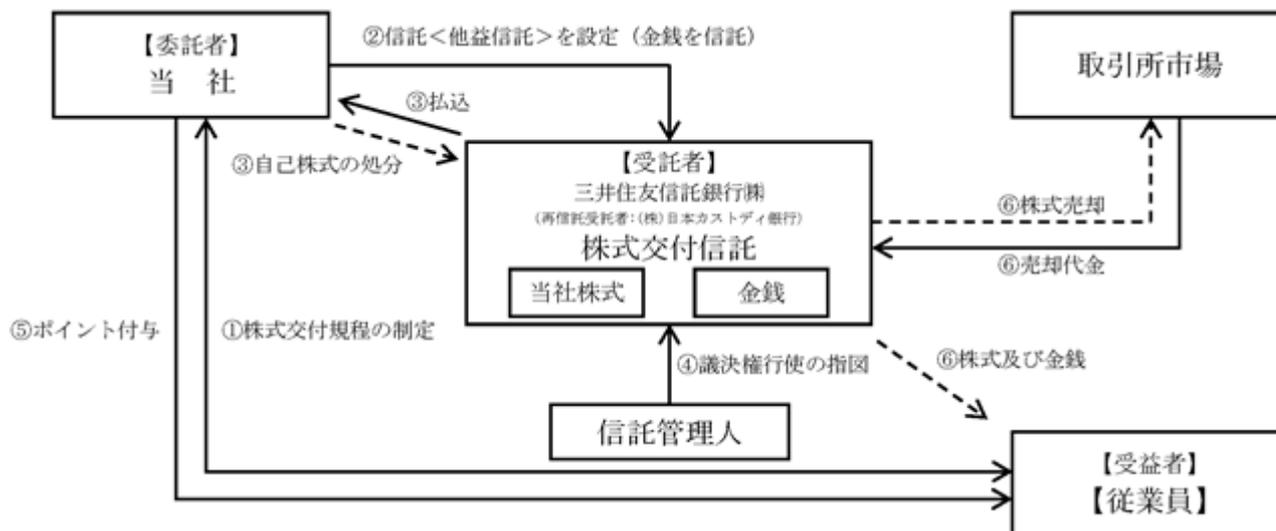
## (a) 従業員向けインセンティブ・プランの概要

当社は、当社従業員に対し、信託を用いた従業員向けインセンティブ・プラン（以下、「本制度」といいます。）を導入することといたしました。本制度は、当社従業員の当社業績や株価上昇への意識を高めることにより、業績向上を目指した業務遂行を一層促進するとともに、当社の中長期的な企業価値向上を図ることを目的としております。

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下、「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、当社が各従業員に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各従業員に対して交付される、というインセンティブ・プランです。

なお、従業員が当社株式の交付を受ける時期は、原則として従業員の退職時です。

## (b) 従業員向け株式交付信託の仕組みの概要



当社は従業員を対象とする株式交付規程を制定します。

当社は従業員を受託者とした株式交付信託（他益信託）を設定します（本信託）。その際、当社は受託者に株式取得資金に相当する金額の金銭を信託します。

受託者は今後交付が見込まれる相当数の当社株式を一括して取得します（自己株式の処分による方法によります。）。

信託期間を通じて株式交付規程の対象となる受益者の利益を保護し、受託者の監督をする信託管理人（当社及び当社役員から独立している者とする。）を定めます。なお、本信託内の当社株式については、議決権行使等の指図は信託管理人が行います。

株式交付規程に基づき、当社は従業員に対しポイントを付与していきます。

株式交付規程及び本信託に係る信託契約に定める要件を満たした従業員は、本信託の受益者として、付与されたポイントに応じた当社株式の交付を受託者から受けます。なお、あらかじめ株式交付規程・信託契約に定めた一定の事由に該当する場合には、交付すべき当社株式の一部を取引所市場にて売却し、金銭を交付します。

なお、本制度において受託者となる三井住友信託銀行株式会社は、株式会社日本カストディ銀行に信託財産を管理委託（再信託）します。

## (c) 従業員向け株式交付信託の概要

当社にて導入する「従業員向けインセンティブ・プラン」に係る信託

|              |  |
|--------------|--|
| (1) 名称       | 従業員向け株式交付信託                            |
| (2) 委託者      | 当社                                     |
| (3) 受託者      | 三井住友信託銀行株式会社<br>(再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行) |
| (4) 受益者      | 従業員のうち受益者要件を満たす者                       |
| (5) 信託管理人    | 当社及び当社役員から独立している第三者を選定する予定             |
| (6) 議決権行使    | 本信託内の株式については、信託管理人が議決権行使の指図を行います       |
| (7) 信託の種類    | 金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）                     |
| (8) 信託契約日    | 2021年8月10日（予定）                         |
| (9) 金銭を信託する日 | 2021年8月10日（予定）                         |
| (10) 信託の期間   | 2021年8月10日～2026年8月末日（予定）               |
| (11) 信託の目的   | 株式交付規程に基づき当社株式を受益者へ交付すること              |

## c 割当予定先の選定理由

本制度に係るコンサルティング実績等、他信託銀行との比較等を行い、総合的に判断した結果、三井住友信託銀行株式会社を受託先とすることが当社にとって最も望ましいとの判断に至り、当社を委託者、三井住友信託銀行株式会社を受託者として従業員向け株式交付信託契約を締結する予定であり、かかる契約に基づいて、三井住友信託銀行株式会社（信託口）（再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行（信託口））を割当予定先として選定いたしました。

## d 割り当てようとする株式の数

30,000株

## e 株券等の保有方針

割当予定先である三井住友信託銀行株式会社（信託口）（再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行（信託口））は、信託契約に基づき、信託期間内において従業員を対象とする株式交付規程に基づき当社株式等の信託財産を受益者に交付するために保有するものであります。

なお、信託財産に属する当社株式の数、信託財産の状況等に関しては、受託者である三井住友信託銀行株式会社から、信託期間中、毎月、報告書を受け入れ確認する予定であります。

## f 払込みに要する資金等の状況

割当予定先の払込みに要する資金に相当する金銭につきましては、本信託に対する当社からの当初信託金をもって割当日において信託財産内に保有する予定である旨、信託契約書において確認をしております。

## g 割当予定先の実態

割当予定先である三井住友信託銀行株式会社（信託口）（再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行（信託口））は、割り当てられた当社株式に係る議決権行使を含む一切の権利の保全及び行使について、当社から独立した第三者である信託管理人の指図に従います。なお、信託管理人は、発行会社の株式の価値の向上を図り、受益者の利益を増大するよう自らの知見に基づき各議案についての賛否を決定します。

割当予定先が暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体（以下、「特定団体等」という。）であるか否か、及び割当予定先が特定団体等と何らかの関係を有しているか否かについては、割当予定先である三井住友信託銀行株式会社のホームページ及びディスクロージャー誌の公開情報に基づく調査を行い、同社の行動規範の一つとして「反社会的勢力への毅然とした対応」が掲げられ、その取り組みに問題がないことを確認しました。また、割当予定先が特定団体等又は特定団体等と何らかの関係を有している者に該当しないこと及び自ら又は第三者を利用して暴力的な要求行為又は法的な責任を超えた不当な要求行為等を行っていないことの表明、並びに、将来にわたっても該当せずかつ行わないことの確約を、信託契約において受ける予定です。これらにより、割当予定先が、特定団体等には該当せず、かつ、特定団体等と何らかの関係を有していないと判断しております。

また、再信託受託者である株式会社日本カストディ銀行につきましても、割当予定先同様、特定団体等又は特定団体等と何らかの関係を有している者に該当しないこと及び自ら又は第三者を利用して暴力的な要求行為又は法的な責任を超えた不当な要求行為等を行っていないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当せずかつ行わないことについて、信託契約書において確約を受ける予定です。

したがって、再信託受託者である株式会社日本カストディ銀行が特定団体等でないこと及び特定団体等と何らかの関係を有していないと考えております。

## 2 【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

### 3【発行条件に関する事項】

#### a 払込金額の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

処分価額につきましては、最近の株価推移に鑑み、恣意性を排除した価額とするため、2021年7月16日(取締役会決議日に先立つ直近取引日)の名古屋証券取引所における終値である3,800円といたしました。

当該価額については、取締役会決議日に先立つ直近取引日の直近1ヵ月間(2021年6月17日~2021年7月16日)の終値平均3,654円(円未満切捨て)からの乖離率が4.00%、直近3ヵ月間(2021年4月20日~2021年7月16日)の終値平均3,566円(円未満切捨て)からの乖離率が6.56%、あるいは直近6ヵ月間(2021年1月19日~2021年7月16日)の終値平均3,460円(円未満切捨て)からの乖離率が9.83%となっております(乖離率はいずれも小数点以下第3位を四捨五入)。

上記を勘案した結果、本自己株式処分に係る処分価額は、割当予定先に特に有利なものとはいえ、合理的と考えております。

また、上記処分価額につきましては、取締役会に出席した監査役全員(4名、うち3名は社外監査役)が、処分価額の算定根拠は合理的なものであり、割当予定先に特に有利な処分価額には該当せず適法である旨の意見を表明しております。

#### b 処分数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

処分数量につきましては、本制度導入に際し当社が制定する株式交付規程に基づき、信託期間中の業績評価等を勘案のうえ、従業員に交付すると見込まれる株式数に相当するものであり、その希薄化の規模は、2021年3月31日現在の発行済株式総数2,207,285株に対し、1.36%(2021年3月31日現在の総議決権個数20,717個に対する割合1.45%。いずれも、小数点以下第3位を四捨五入)となります。

当社としては、本制度は中長期的には当社の企業価値向上に繋がるものと考えており、本自己株式処分による処分数量及び希薄化の規模は合理的であり、流通市場への影響は軽微であると判断しております。

### 4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

## 5【第三者割当後の大株主の状況】

| 氏名又は名称           | 住所                 | 所有株式数<br>(千株) | 総議決権数<br>に対する所有議決権数<br>の割合<br>(%) | 割当後の所<br>有株式数<br>(千株) | 割当後の総<br>議決権数に<br>対する所有<br>議決権数の<br>割合(%) |
|------------------|--------------------|---------------|-----------------------------------|-----------------------|---|
| 光通信株式会社          | 東京都豊島区西池袋一丁目4番10号  | 205           | 9.90                              | 205                   | 9.75                                      |
| 徳友会グループ持株会       | 名古屋市中区錦三丁目13番5号    | 174           | 8.43                              | 174                   | 8.31                                      |
| 三徳物産株式会社         | 名古屋市中区錦三丁目13番5号    | 124           | 6.02                              | 124                   | 5.94                                      |
| 株式会社三菱UFJ銀行      | 東京都千代田区丸の内二丁目7番1号  | 101           | 4.88                              | 101                   | 4.81                                      |
| 日本生命保険相互会社       | 東京都千代田区丸の内一丁目6番6号  | 79            | 3.82                              | 79                    | 3.77                                      |
| 株式会社UHPartners 2 | 東京都豊島区南池袋二丁目9番9号   | 73            | 3.57                              | 73                    | 3.52                                      |
| 三井住友信託銀行株式会社     | 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号  | 70            | 3.38                              | 70                    | 3.33                                      |
| 大成インベストメント株式会社   | 東京都葛飾区西新小岩三丁目5番1号  | 63            | 3.04                              | 63                    | 3.00                                      |
| 共栄火災海上保険株式会社     | 東京都港区新橋一丁目18番6号    | 60            | 2.90                              | 60                    | 2.85                                      |
| 第一生命保険株式会社       | 東京都千代田区有楽町一丁目13番1号 | 58            | 2.80                              | 58                    | 2.76                                      |
| 計                |                    | 1,009         | 48.73                             | 1,009                 | 48.04                                     |

(注) 1 2021年3月31日現在の株主名簿を基準としております。

2 上記のほか自己株式126,780株(2021年3月31日現在)があり、当該割当後は96,780株となります。ただし、2021年3月31日以降の単元未満株式の買い取り及び売り渡しによる変動数は含めておりません。

3 所有株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。

4 所有議決権数の割合は小数点以下第3位を四捨五入して表記しております。

5 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、割当後の所有株式に係る議決権の数を、2021年3月31日現在の総議決権数(20,717個)に本自己株式処分により増加する議決権数(300個)を加えた数で除した数値です。

## 6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

## 7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

## 8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

## 第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部【公開買付け又は株式交付に関する情報】

### 第1【公開買付け又は株式交付の概要】

該当事項はありません。

### 第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

### 第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約（発行者（その関連者）と株式交付子会社との重要な契約）】

該当事項はありません。

## 第三部【追完情報】

### 第1 事業等のリスク

「第四部 組込情報」に掲げた第76期有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日（2021年6月29日）以降、本有価証券届出書提出日（2021年7月21日）までの間において生じた変更、その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（2021年7月21日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

### 第2 臨時報告書の提出

「第四部 組込情報」に掲げた第76期有価証券報告書の提出日（2021年6月29日）以後、本有価証券届出書提出日（2021年7月21日）までの間において、以下の臨時報告書を2021年6月30日に東海財務局長に提出しています。（2021年6月30日提出臨時報告書）

#### 1 提出理由

2021年6月29日開催の当社第76回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

#### 2 報告内容

(1) 株主総会が開催された年月日  
2021年6月29日

#### (2) 決議事項の内容

##### 第1号議案 剰余金の処分の件

イ 配当財産の種類  
金銭

ロ 配当財産の割当てに関する事項およびその種類  
当社普通株式1株につき金120円 総額249,660,600円

ハ 剰余金の配当が効力を生ずる日  
2021年6月30日

##### 第2号議案 定款一部変更の件

公告の方法を、電子公告とし、電子公告ができない場合は日本経済新聞に掲載する方法とするものです。

##### 第3号議案 監査役1名選任の件

監査役として早川敏之を選任するものであります。

## 第4号議案 取締役及び監査役に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

当社の取締役及び監査役に対し、第49回および第59回定時株主総会において承認いただいた報酬額とは別枠で、譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、当社の取締役については年額50百万円以内(うち社外取締役分10百万円)、当社の監査役については年額15百万円以内とし、当社の取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数18,000株(うち社外取締役3,600株)及び当社の監査役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数6,000株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とするものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

| 決議事項                                       | 賛成数(個) | 反対数(個) | 棄権数(個) | 可決要件 | 決議の結果及び賛成割合(%) |
|--|--------|--------|--------|------|----------------|
| 第1号議案<br>剰余金の処分の件                          | 18,987 | 3      | 0      | (注)1 | 可決 99.93       |
| 第2号議案<br>定款一部変更の件                          | 18,988 | 2      | 0      | (注)2 | 可決 99.94       |
| 第3号議案<br>監査役1名選任の件<br>早川 敏之                | 18,987 | 3      | 0      | (注)3 | 可決 99.93       |
| 第4号議案<br>取締役及び監査役に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件 | 17,827 | 1,163  | 0      | (注)1 | 可決 93.83       |

(注)1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。

## 第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

|         |                |                             |                         |
|---------|----------------|-----------------------------|-------------------------|
| 有価証券報告書 | 事業年度<br>(第76期) | 自 2020年4月1日<br>至 2021年3月31日 | 2021年6月29日<br>東海財務局長に提出 |
|---------|----------------|-----------------------------|-------------------------|

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを、開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

## 第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部【特別情報】

### 第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2021年6月29日

徳倉建設株式会社

取締役会 御中

栄監査法人  
名古屋事務所代表社員 公認会計士 楯 泰 治  
業務執行社員代表社員 公認会計士 市 原 耕 平  
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 近 藤 雄 大

## &lt; 財務諸表監査 &gt;

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている徳倉建設株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、徳倉建設株式会社及び連結子会社の2021年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

| (工事進行基準の適用における工事原価総額の見積りの合理性)  |   |
|--|---|
| 監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由   | 監査上の対応  |
| <p>(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項) 4 会計方針に関する事項 (5) 重要な収益及び費用の計上基準及び(重要な会計上の見積り)に記載のとおり、徳倉建設株式会社及び連結子会社では、建築セグメント及び土木セグメントの工事契約に係る収益の計上基準として、工事進行基準を適用している。当連結会計年度に工事進行基準に基づいて計上した売上高は23,720百万円(未完成部分)であり、連結売上高の43.5%を占めている。</p> <p>工事進行基準は、進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約について適用されるが、適用にあたっては、工事収益総額、工事原価総額及び連結会計年度末における工事進捗度を合理的に見積る必要がある。</p> <p>工事契約は、主として各種施設の建築工事やインフラ整備をはじめとする土木工事を請け負うものであるが、工事契約の着手後に判明する事実の存在や現場の状況の変化によって作業内容等が変更される可能性がある。</p> <p>工事進行基準による収益の計上の基礎となる工事原価総額は、契約ごとの実行予算を使用して見積られるが、上記のような工事契約の実行予算の策定にあたっては、工事の完成のために必要となる作業内容及び工数の見積りに不確実性を伴う。</p> <p>以上から、当監査法人は、建築セグメント及び土木セグメントの工事契約における、工事進行基準の適用における工事原価総額の見積りが、当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」に該当すると判断した。</p> | <p>当監査法人は建築セグメント及び土木セグメントの工事契約における、工事進行基準の適用に関連する工事原価総額の見積りの合理性を評価するため、主に以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事契約に係る認識の単位ごとに実行予算の作成及び承認、工事原価総額の適時な見直しに関連する内部統制の整備・運用状況を評価した。</li> <li>・工事契約に係る認識の単位ごとに過去からの利益率の推移を比較検討し、利益率の変動要因について管理者に質問するとともに、関連資料と突合することにより工事原価総額の見積り額の検証を実施した。また、見積り額と実績額を比較することにより見積り方法を検証した。</li> <li>・工事現場の観察及び現場責任者に作業状況等を質問し、把握した事項が総工事原価に適切に反映されているか検討した。</li> </ul> |

## 連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

#### < 内部統制監査 >

##### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、徳倉建設株式会社の2021年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、徳倉建設株式会社が2021年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

##### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

##### 内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

##### 内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。

・財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。

・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
  - 2 X B R L データは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

2021年6月29日

徳倉建設株式会社

取締役会 御中

栄監査法人  
名古屋事務所

代表社員 公認会計士 楯 泰 治  
業務執行社員

代表社員 公認会計士 市 原 耕 平  
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 近 藤 雄 大

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている徳倉建設株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第76期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、徳倉建設株式会社の2021年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

### 工事進行基準の適用における工事原価総額の見積りの合理性

連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項(工事進行基準の適用における工事原価総額の見積りの合理性)と同一内容であるため、記載を省略している。

### 財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。